○石垣市意思疎通支援者派遣事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、石垣市意思疎通支援事業実施要綱(平成19年石垣市告示第57-1号。以下「要綱」という。)の目的達成のため、石垣市意思疎通支援者派遣事業(以下「事業」という。)の実施要領について定め、聴覚障がい者(児童を含む。)等(以下「聴覚障がい者等」という。)の社会生活上の利便を図り、福祉の向上を図ることを目的とする。

(意思疎通支援者の登録等)

- 第2条 意思疎通支援者の登録を希望する者(以下「登録申請者」という。)は、石垣市意思疎通支援者登録申請書(様式第1号)により市長または受託者(以下「市長」という。)に申請するものとし、手話通訳士等の資格を有する者については、その資格を証する書類等の写しを付するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは登録の可否 を決定し、決定した者については石垣市意思疎通支援者登録台 帳(様式第2号)に登録するとともに、次の表により登録証 を交付するものとする。ただし、登録証の有効期限は翌々年度 の3月31日までとする。

登録証	対 象
石垣市手話奉仕員証	手話奉仕員養成講座(入門・基礎)
(様式第3-1号)	課程修了者
石垣市意思疎通支援者証	・手話通訳士
(様式第3-2号)	・要約筆記者
	・手話通訳者
	・上記と同等の能力と経験を有する
	者

3 前項の規定に基づき、登録を却下することとした者については 石垣市意思疎通支援者登録却下通知書(様式第4号)により当該 登録申請者に通知するものとする。

(派遣の申請)

第3条 意思疎通支援者の派遣を受けようとする聴覚障がい者等 (以下「派遣申請者」という。)は、石垣市意思疎通支援者派遣 申請書(様式第5号。以下「派遣申請書」という。)を、派遣を希望する日の5日(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始を除く。)前までに、市長に申請するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(派遣の決定等)

- 第4条 市長は、前条に規定する派遣申請書を受理したときはその 内容を審査し、意思疎通支援者派遣の可否を決定し、派遣が可能 な意思疎通支援者を選考のうえ、派遣申請書の返信欄により当該 派遣申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により意思疎通支援者を選考したときは、 石垣市意思疎通支援業務依頼書(様式第6号)により、当該意思 疎通支援者に依頼するものとする。ただし、緊急又はやむを得な い事由のある場合は、この限りでない。
- 3 市長は、意思疎通支援者派遣等の処理状況を明確にするため、 石垣市意思疎通支援者派遣処理台帳(様式第7号)を整備するも のとする。

(派遣の停止等)

第5条 市長は、この要領に反し、申請者が虚偽の申請により意思 疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣 を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは 一部の負担を命ずることができる。

(意思疎通支援業務の報告)

第6条 意思疎通支援者は、第4条第2項に基づき遂行する意思疎通支援業務を終了後、速やかに石垣市意思疎通支援派遣業務報告書(様式第8号。以下「業務報告書」という。)を作成し、7日以内に市長に提出しなければならない。

(派遣の報酬等)

- 第7条 市長は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定める基準により謝礼金を意思疎通支援者に支払うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、要綱第6条第3項の規定により意思疎通支援者を派遣したときは、その費用を負担する。 (意思疎通支援者の変更等届出)

- 第8条 第2条第2項の規定に基づき登録証を受けた意思疎通支援 者は、登録内容に変更等があるときは、次の各号による書類を市 長に速やかに提出するものとする。
 - (1) 登録事項に変更があるとき 石垣市意思疎通支援者登録 内容変更届(様式第9号)
 - (2) 登録証を紛失等したとき 石垣市意思疎通支援者証紛失 等届兼再交付申請書(様式10号)
 - (3) 登録を辞退するとき 石垣市意思疎通支援者登録辞退届 (様式第11号)及び登録証
 - (4) 登録取消しの決定を受けたとき 登録証(その他)
- 第9条 この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な 事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
 - この要領は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
 - この要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
 - この要領は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
 - この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

1時間当たり謝礼金基本額		
手話通訳士	手話通訳者	手話奉仕員
	要約筆記者	要約奉仕員
2,000 円	1,500円	1,000 円

謝礼金関係

- (1) 1時間あたり金額に派遣時間(待ち合わせ時間から終了時間を基準とする)を乗じた額とする。なお、1時間を超えたとき30分以内は切り捨て、30分経過した場合は繰り上げで算出する。また、事前打合せ等が必要と認められる場合も同様に取り扱う。
- (2) 1件当たりの派遣時間が通訳開始から1時間に満たない場合及び、派遣場所に到着後、急遽キャンセルになった場合は、当該派遣時間は1時間とみなす。
- (3) 深夜派遣(午後10時から午前5時までの間に業務が行われる場合)の謝礼金は、基本額の100分の25を乗じた額を加算する。
- (4) 緊急派遣(時間調整が不可能で緊急性を要している場合) の謝礼金は、基本額の100分の50を乗じた額を加算する。

実費関係

- (1) 公共交通機関を利用の場合は、実費を支給する。
- (2) 自家用車を利用の場合には、移動距離 1km あたり 40 円を支給する。
- (3) 有料駐車場の利用が認められた場合は、駐車料金実費を支給する。
- (4) 夜間及び緊急時においてタクシーの利用が認められた場合 は、タクシー料金実費を支給する。